

# 鹿児島県特別支援教育研究会表彰規定

## 1 目的

- (1) この表彰は、鹿児島県特別支援教育研究会の充実発展に貢献し、その功績が顕著であると認められる者に対し、感謝の意を表す。

## 2 表彰時期

- (1) 毎年、鹿児島県特別支援教育研究会の総会において表彰する。但し、特に必要な場合には、研究大会・評議員会・理事会席上で表彰することができる。
- (2) 表彰時期は、原則としてその役職を辞した後とする。但し、特別支援教育経験者については、10年を超えた時期とする。

## 3 表彰基準

- (1) 次の役職を連続または継続して、( )内の期間経験した者を対象とする。  
ア 会長(1年以上)      イ 副会長(1年以上)      ウ 事務局長(1年以上)  
エ 事務局員(3年以上)      オ 地区評議員及び理事(3年以上)  
カ 特別支援教育経験者(経験年数10年以上, 特別支援学級担任, 特別支援学校, 通級指導教室を含む)
- (2) 原則として、過去の受賞者は除外する。但し、再び表彰対象として該当する者については、他との均衡を失しないよう選考するものとする。
- (3) 全特連・九特連・県特研大会(担当地区)の開催担当者については、その準備・大会運営、本研究会の充実発展に大きく寄与した功績から、(1)の規定によらず1年であっても選考の対象者とする。

## 4 手続

- (1) 表彰者の決定にあたっては、各地区からの推薦者を事務局で調査し、評議員会・理事会で決定する。

## 5 改訂

- (1) 組織の改変その他特別な事情により、この規定が実情に適さないと判断するときは、評議員会・理事会で規定の改定を行う。

## 付 則

- 1 この規定は、昭和63年6月4日より施行する。
- 2 この規定は、一部改正して平成元年5月13日より施行する。